

○財務省告示第八十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十六年二月二十七日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年三月十一日 財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第六  
回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項並びに特  
別会計に関する法律（平成十九  
年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 利回り競争に付して行われる  
入札（以下「利回り競争入札」と  
いう。）による発行（以下「利  
回り競争入札発行」という。）及  
び利回り競争入札の募入の決定  
をした後に行われる入札であつ  
て、財務大臣が各国債市場特別  
参加者ごとに応募限度額を定め  
るものによる発行（以下「国債  
市場特別参加者・第II非価格競  
争入札発行」という。）

五 募入決定の  
方法



八 最 行 争  
 額 低 額 入  
 振 替 単 位 面 金 札 発  
 九 振 替 単 位  
 十 一 発 行 行 日  
 十 二 利 率  
 十 三 経 過 利 子  
 の 払 込 み

五 万 円

振替法の規定による振替口座簿  
 の記載又は記録は、最低額面金  
 の整数倍の金額によるものとす  
 る。平成二十六年二月二十七日

平成一・九パーセント  
 額面金額百円につき百四十九  
 六錢

(一) 年一・九パーセント  
 は、募入決定の通知を受けた者  
 は、払込金額に加えた者  
 式により算出した金額を第二  
 十号に規定する日に払い込  
 むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.9}{100} \times \frac{160}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に  
 係る所得税が源泉徴収されるに  
 もとの記載又は記録されるもの  
 座についで、前記(一)の式に  
 により算出した金額から該金  
 額に百分の二十・三・五を乗  
 じ、た金額(たし、三・一を乗  
 を発行時に、おいた、外国債  
 が非居住者又は、(一)の式に  
 る場合に出た、前記(一)の式に  
 よる算出た、金額に、(一)の式に  
 住者又は、外国税人が、非居  
 ける所得税の税率を乗じた金

十四 初期利子

額)を控除することができ

平成二十六年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する

十六 償還期限

平成六十五年三月二十日額面金額百円につき百円

十七 償還金額

日本銀行

十八 払場所

財務大臣から通知を受けた者

十九 入札参加

平成二十六年二月二十七日

二十 払込期日